

2016 年6月 10 日

## 前納保険料の割引率等の改定について

第一生命保険株式会社(社長:渡邊 光一郎)は、現在の運用環境、市中金利動向等の状況を踏まえ、下記のとおり、前納保険料の割引率等を改定します。

### 1. 前納保険料の割引率等の改定

	改定後	現行
前納保険料の割引率	年 0.04%	年 0.5%
前納保険料の積立利率	年 0.04%	年 0.5%

\* 約款上、最低利率を規定している契約に関しては上記の限りではありません。

※ 前納とは、将来の保険料を2年分以上まとめて払い込む取扱をいいます。保険料を前納する場合、「前納保険料の割引率」により割り引いた前納保険料を払い込みいただき、「前納保険料の積立利率」による利息をつけてお預かりしながら毎年の保険料に充当します。

### 2. 実施日

2016 年8月2日(火)より

※ 改定後の率は、2016 年8月2日(火)以後に前納する場合に適用します。

この資料は2016年8月2日より適用する前納保険料の割引率および前納保険料の積立利率の改定について説明したものであり、保険募集に際して使用することを目的として作成されたものではありません。検討にあたっては専用のパンフレットおよび「保障設計書(契約概要)」など所定の資料を必ずお読みください。また、契約の際には「重要事項説明書(注意喚起情報)」「ご契約のしおり」「約款」を必ずお読みください。